望月行政・社労士事務所
雇用管理セミナー

H26 2/7（金）

時代背景や法律等の変化に伴う雇用管理

労働トラブルで会社が負けなかったケース

～人事命令権の範囲とは～

仕事ができない社員にやっと辞めてもらったのに、
弁護士から **解雇無効**との内容証明が届いた！

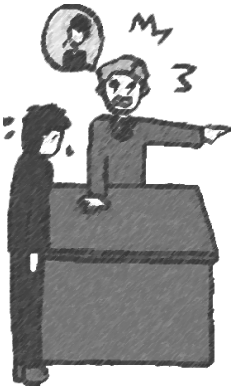

労働局審判や裁判では、会社側に責任があるケースがほとんどです。
和解も裁判も、時間と労力とお金を費やすことになってしまいます。

問題社員への対応には、法律や判例に基づいたルールにのっとる必要があります。
→ 会社側の人事命令権の範囲を分かりやすくお伝えします。

労働トラブルで会社が負けなかったケース

■日　時　平成２６年２月７日（金）
午後５時００分～６時００分

■会　場　望月行政・社労士事務所 セミナー室
（横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-9 タクエー横浜西口第６ビル６階）
TEL 045-313-6188

■参加費　無料

■講　師　経営スペシャリスト　望月 亮秀

■内　容　１．問われる使用者責任とは何か？
２．人事命令権の範囲とは？
３．能力不足社員への対応手法とは？

コンプライアンス

裁判で初めて会社の責任を知ったというケースが数多くあります。処分を下す前に理解すべきことを、対応手法を含めて解説していきます。

下記のセミナー参加申込書にご記入のうえ、ＦＡＸ０４５－３１３－６１７７までお申込み下さい。
（定員がございますので、１社２名まで、先着順とさせていただきます）
経営者側向けの内容となっております。対象でない方のお申込みはご遠慮下さい。

セミナー参加申込書　　**申込期限：１月２４日（金）**

貴社名＿＿＿＿＿＿＿＿　役職・参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿　役職・参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿　ＦＡＸ番号＿＿＿＿＿＿＿＿

→→→→→→→→→→→→→→ＦＡＸ：０４５－３１３－６１７７←←←←←←←←←←←←←←

□FAX 停止について　今後このようなご案内 FAX が不要の場合または宛先間違え等の失礼がございました際には、誠に恐れ入りますが、FAX 番号を明記の上、045-313-6177 までお送り下さいますようにお願い申し上げます。今後はご案内いたしません。